

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監事の監査の方法及びその内容

各監事は、令和 7 事業年度監事監査計画等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、内部統制所管部門及びその他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び 5 地方機関において業務及び財産の状況の監査を行った。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条に定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

なお、当該事業年度の監査に当たっては、前年度までの監査と同様に、平成 26 年 3 月 19 日に公正取引委員会から入札談合関与行為に関する改善措置要求等を受け、同年 9 月 26 日に機構が取りまとめた「北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等に関する調査報告書」を踏まえ、同報告書に記載された再発防止対策の当該事業年度の実施状況について報告を求めるとともに、再発防止対策の一環として定められた発注者綱紀保持規程の運用状況を实地監査の対象とするなど、当該事案等の再発防止に向けた機構の取組状況の継続的検証を行った。

また、当該事業年度の監査に当たっては、前年度の監査と同様に、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の工期遅延・事業費増嵩により、令和 2 年 12 月 22 日に国土交通大臣から通則法第 32 条第 6 項の規定に基づき、「業務運営の抜本的な改善に関する命令」を受け、機構におい

て講ずる措置を策定し、令和3年1月29日に国土交通大臣へ報告した「業務運営の抜本的な改善に関する命令を受けての改善措置について」（以下「改善措置」という。）の実施状況について報告を求めるとともに、国土交通省が設置した「北陸新幹線の工程・事業費管理に関する検証委員会」（以下「検証委員会」という。）において令和3年6月にとりまとめられた報告書等を踏まえ、業務改善の取組みをより一層進めるために、令和3年7月に機構において策定・公表した「鉄道・運輸機構改革プラン」（令和3年7月30日）（以下「機構改革プラン」という。）の実施状況について報告を求めるなど、機構の業務改善に向けた取組状況の検証を行った。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

1 機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務全般については、概ね適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的、効率的に業務を推進していたと認められる。

鉄道建設事業については、改善措置及び検証委員会の報告書等を踏まえた業務改善の取組みや機構改革プランによる改革の取組みを通じて、地域密着型の業務執行体制の強化、プロジェクト毎の責任体制の明確化、工程管理・事業費管理のルールの徹底、関係自治体等との情報共有の拡充等の改善を図り、令和4事業年度の九州新幹線（武雄温泉・長崎間）、神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）に続き、令和6年3月には北陸新幹線（金沢・敦賀間）を完成・開業させた。北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）については、想定を上回る地質不良等により、様々な工程短縮策を駆使しても令和12年度末完成・開業の目標達成は極めて困難である旨、令和6年5月に機構理事長から国土交通大臣に対し報告がなされた。令和7年3月には、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備に関する有識者会議報告書において、これまでの施工実績や把握できた地質状況等を踏まえ、蓋然性が高いリスクの発現や採用可能な工程短縮策の実施を前提とした場合、現時点では、（工程への影響が特に大きい更なるリスクが発現した場合等を除き）完成・開業は概ね令和20年度末頃の見込みであることが示された。その後、事業費の精査を進めたところ、近年の工事資材価格等の上昇、著しい地質不良等の予期せぬ自然条件への対応のための工事の追加及びこれに伴う工程の長期化等の要因により、最大1.2兆円の事業費の増加の恐れがあることが見込まれたため、令和7年12月に国土交通省鉄道局に対し報告がなされた。機構としては、国土交通省鉄道局からの指導のも

と、有識者会議における検討に真摯に対応するとともに、事業主体としての説明責任を果たしていくことが求められる。

このような中、令和7年中には、本社の幹部職員による機構発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀規程」という。）等違反行為が発覚し、人事上の措置がとられた。

さらに、令和8年4月の機構の落札決定に関し、職員による「入札手続の瑕疵」への関与の有無も含め、現在も内部調査が行われている。

加えて、同年5月には、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の軌道敷設工事に係る一般競争入札に関して、入札参加業者らが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）に違反し談合していた疑いがあるとして、機構及び入札参加業者らに対する立ち入り検査が、公正取引委員会により行われ、現在も調査が継続中であり、並行して、機構の内部調査も行われている。

機構としては、公正取引委員会の調査に全面的に協力するとともに、いずれの事案についても事実関係の解明に努め、調査結果に基づき、これまでの業務発注の方法などを真摯に再検証し、改善措置を講ずることが求められる。

今後の北海道新幹線建設事業の見通しについては、沿線自治体等の関係者に対して引き続き丁寧に説明を行うとともに、上記公正取引委員会の調査結果が工事に与える影響も含め、全体工程や事業費を精査し、一日も早い完成・開業や可能な限り効果的な事業の推進を目指すよう最大限の努力が求められる。

船舶共有建造事業については、国内海運政策の実現に寄与するため、政策効果のより高い船舶の建造と良質な船舶の建造に資する技術支援を引き続き推進していくことが期待される。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムについては、令和7年度内部統制に係る取組計画等に基づき、統制環境の継続的な整備・運用、統制活動の継続等の取組みをPDCAサイクルにより実施している。機構改革プランに掲げた取組みについては、本格的な実施期間に入り、各部署の業務の一環として取組みの定常化を図ると同時に、組織横断的な項目については、チーム制により検討を進めてきたことを確認している。

コンプライアンスの推進については、知識の習得、コンプライアンス意識の維持向上に努めると同時に、コンプライアンス通報等を行いやすくするための環境整備や再発防止対策を踏まえた適正な契約手続き等に継続的に取り組んでいる。

事業に伴うリスクについては、それぞれの分野毎にリスク管理項目を設定し、重要度の高いものを抽出の上、想定されるリスクへの対応を確認し、内部統制委員会において定期的に検証を行っている。

しかしながら、前記Ⅱの1で述べたとおり、本社幹部職員による発注者綱紀保持規程違反が発覚したことや、職員による「入札手続の瑕疵」への関与の有無も含めた内部調査が行われていることを踏まえると、既に発注者綱紀保持規程等に定められたルールの見直し等が実施されているものの、今後、さらなる改善措置の実施が望まれる。

監事としては、これらの取組みに加え、組織全体としてのコンプライアンス意識の抜本的な改善が必要と考えており、そのために、監査部とも連携して、役職員に対する牽制機能を重視した監査を実施することとし、一部は本年の監査でも実施したが、今後も監査機能の強化を図っていく。また、業務執行側に対しても、これまで実施してきた職員研修等の内容や効果について再検証し、適正な業務処理の励行や牽制機能向上に向けたモニタリング強化などさらなる内部統制の充実を求めてまいりたい。

情報システムの整備及び管理並びにデジタル技術の活用については、「令和7年度情報セキュリティ対策推進計画」及び令和4年6月策定の「デジタル戦略」、令和7年3月策定の「デジタル推進計画2025」等に基づき、情報セキュリティ対策やデジタル技術の導入・活用等による業務運営の効率化や業務プロセスの改善に取り組んでいる。また、令和6事業年度より設置した情報システム総合管理委員会において引き続き新規計画案件についての実施可否等の審議、開発中案件の進捗状況等のフォローアップを実施している。監事としても、各種システムの開発・改修に際しては、業務プロセス自体の見直しや費用対効果の検証徹底も含めた対応を提言したところである。

なお、一部において新システムによる本格運用開始が遅延しているものが見受けられ、旧システムとの並行運用により費用の増加等に繋がることが懸念される。早期の本格運用開始、想定効果の刈り取りに向けさらなるフォローアップの強化が望まれる。

今後も、内部統制の充実・強化の観点から、機構を取り巻く環境の変化に柔軟に対応して、改善措置及び検証委員会の報告書等を踏まえた業務改善や機構改革プランに掲げた改革の取組みの実施により、機構のガバナンスを強化していくことが求められる。

3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の遂行に関する不正の行為、又は、法令等に違反する重大な事実は認めら

れない。

ただし、前記Ⅱの1で述べた通り、公正取引委員会による独占禁止法に基づく調査が継続中であり、機構の内部調査も行われている。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められる。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を概ね正しく示しているものと認められる。

しかしながら、令和7事業年度業務実績に係る「その他主務省令で定められる業務運営に関する事項」に関しては、前記Ⅱの1で述べた通り、今後については、組織全体としてのコンプライアンス意識の再徹底など、更なる「内部統制の充実・強化」が望まれる。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定等において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、事務・技術の常勤職員数や事業規模で比較的同等と認められる独立行政法人及び国家公務員の給与を参考に、職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して設定しており、設定についての考え方は妥当であると認められる。

今後も、国民の理解が得られるよう、俸給や諸手当の見直しや職員採用形態の多様化に向けた取組み等により、適切な給与水準の確保に努めていく必要がある。

2 調達等の合理化を含めた入札・契約の状況

令和7年度調達等合理化計画に沿って、重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底等について取り組んできた。しかし、前記Ⅱの1で述べたとおり、本社幹部職員による発注者綱紀保持規程違反が発覚したこと、職員による「入札手続の瑕疵」への関与の有無も含めた内部調査が行われていること、独占禁止法に基づく公正取引委員会の調査も継続中であることなどを踏まえると、既に取り組んでいる発注者綱紀保持規程の見直し等も含め、入札・契約業務に係る仕組みの見直し、改善とこれに則った厳格な運用が求められる。

加えて、機構の発注業務は、競争入札が原則であることを踏まえつつ、新幹線建設に

係る高度な技術や特殊な技能を要する業務等については、明確なルールや要件、考え方
の下で、特命随意契約が行われる仕組みの構築も求められる。

3 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、事務次官の年間報酬額、常勤職員数や事業規模で比較
的同等と認められる独立行政法人及び同規模の民間企業の役員報酬額と比較考慮した上
で設定しており、設定についての考え方は妥当であると認められる。

整備新幹線の延伸事業における事業工程管理や関係者への説明・折衝など理事長の業
務の困難性や責務の重大性が高まっていることや、令和7年度人事院勧告に基づく国家
公務員指定職の給与改定に準じた措置が図られていることなどを踏まえると、令和7年
度理事長の報酬水準は妥当であると認められる。

今後も、国民の理解が得られるよう、適切な報酬水準の確保に努めていく必要があ
る。

4 保有資産の見直し

保有宿舍・寮については、高い入居率を維持しているものと認められる。

今後も保有資産については、効率的な活用に努めていく必要がある。

令和8年6月29日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

監 事 伊 藤 隆 行

監 事 高 橋 謙

監 事 吉 丸 泰 史

(自署)